



家計急変世帯に対する

7月申請（2回目・年額・随時）ガイドブック

対象世帯：基準日において次の1～4すべてに該当する世帯

※基準日に休学している生徒は対象外です。

2回目・年額の基準日：令和7年7月1日、随時申請の基準日：申請日の翌月1日

- 1 家計急変の影響により、保護者等の収入が「道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税」に相当すると認められる世帯
- 2 親権者、未成年後見人等の保護者が鳥取県内に在住
- 3 生徒が平成26年4月以降の入学生で、高等学校等就学支援金(学び直し支援金を含む)の受給資格者
- 4 生徒について児童福祉法による見学旅行費または特別育成費を受給していないこと

※特別支援学校高等部生徒、児童入所施設入所生徒(母子生活支援施設を除く)、里親に養育されている生徒及び過去に高等学校等を卒業又は修了した者は高校生等奨学給付金の対象外です。

申請者（保護者等）について

次の1～4の順で申請できます。

- 1 親権者(児童相談所長、児童福祉施設長を除く)
- 2 未成年後見人(法人又は財産の権限のみを行使する者を除く)
- 3 主たる生計維持者
- 4 生徒本人

※ひとり親家庭の場合、親権を持つ方が優先です。親権はないが生徒を養育している方はご相談ください。

所得割非課税とは？

課税証明書や特別徴収税額の決定通知書には、「年税額」の欄のほかに、「所得割」と「均等割」の欄があります。「均等割」に課税額があっても、「所得割」の欄が「0」になっていれば、家計急変分ではなく通常分の奨学給付金の申請が可能です。

給付額

世帯状況	2回目		年額	
	国公立	私立	国公立	私立
非課税相当世帯 【全日制・定時制】	107,775 円	114,000 円	143,700 円	152,000 円
非課税相当世帯 【通信制・専攻科】	37,875 円	39,075 円	50,500 円	52,100 円

I 申請書類

(1)令和7年度鳥取県高校生等奨学給付金受給申請書

(2)保護者全員分の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税相当と確認できる書類

次の①と③、又は②と③を提出

①保護者の家計急変の発生事由を証明する書類(写し可)

・離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出 など

②家計急変の前後の収入を証明する書類

(家計急変前)・課税証明書の写し等

(家計急変後)・会社作成の給与見込、直近の給与明細、税理士や公認会計士の作成した証明書類、
収支見込内訳書(自営業の場合) など

③扶養人数の分かる書類

・扶養人数の記載された保護者全員の令和7年度の課税証明書等

※父母がいる世帯は父母2名分、ひとり親家庭の場合は親権者1名分。父母と同居する祖父母の分は不要。

※複数の高校生等について申請する場合、2人目以降の課税証明書等はコピーでも可。

控除対象配偶者である等の理由により所得の申告を行っていない保護者等がある場合は、市町村役場の窓口で申告の上、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の様子がわかる証明書類の発行を受けてから提出してください。

※県外市町村が発行する課税証明書等を提出される場合は、基準日の時点で保護者が鳥取県居住であることがわかる住民票の写しが必要です。

※課税の証明書類をコピーで提出する場合は、原本確認が必要になるため、学校に原本を持参して確認を受けてください。

2 提出期限・提出先

各学校の定める日までに在学する学校へ提出

※県外の高等学校等に在学する高校生等については、県育英奨学室へ申請してください。

3 問合せ先

鳥取県教育委員会 人権教育課 育英奨学室

電 話：0857-26-7541

メール：jinkenkyouiku@pref.tottori.lg.jp

記入例（保護者記入）

申請日 令和 〇 年 〇 月 〇〇 日

鳥取県知事 様

令和〇年度鳥取県高校生等奨学給付金受給申請書 (家計急変)

私は、鳥取県高校生等奨学給付金の受給を申請するにあたり、次のことに同意します

- ア 申請の対象となる高校生等が在籍する高等学校等での教育活動に必要な経費に未納があり、学校長が必要と認めるときは、その受給を学校長が代理して行い、未納の経費を支払う。
- イ 申請内容や添付資料等を偽り、又は鳥取県以外の都道府県に在籍している等、不正請求により受給した場合は、鳥取県の求めに応じ返還し、追徴金等を徴収すること。

- 申請者＝受取口座の名義人
× 申請は父、受取は母

1 【申請者（保護者等）】申請者は原則、高校生等の保護者等で、保護者等がない場合は本人とします。

申請者住所	〒680-9999 鳥取市〇〇町1-1 △△マンションA号	ふりがな	とっとり はるお
申請者氏名		申請者氏名	鳥取 春男
電話番号		電話番号	0857-11-1111
高校生等との関係	☒ 親権者 ☐ 未成年後見人 ☐ 未成年後見人である里親 ☐ 主たる生計維持者(未成年時の親権者) ☐ 本人 ☐ その他()		
申請日に係る誓約	在学中に生徒が成人を迎えた場合、 親権者(両親)＝「主たる生計維持者」 鳥取 春男 自署		
(必ずどちらかに✓を記入してください。)※基準日：申請日の属する次の月の初日 ☒ 令和〇年〇月1日(基準日)現在、家計急変により道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税相当であり、かつ、生活保護(以下、専攻科のみ対象) ☐ 令和〇年〇月1日(基準日)現在、道府県民税所得割及び市町村民税所得割額の合算額が105,500円未満である世帯又は264,500円未満であり扶養する子が3人以上いる世帯に相当する世帯であり、非課税相当世帯ではありません。			

7月申請者は7/1、8月以降申請者はご相談ください。

2 【対象となる高校生等】

ふりがな	とっとり たろう	生年月日	平成 〇〇 年 〇 月 〇〇 日生
生徒氏名	鳥取 太郎	現在の学校	学校名 鳥取県立〇〇高等学校 全日・定時制：第 1 学年 通信制： 年度入学
過去に在籍した高等学校等	(1) 学校名 △△高等学校 期間 令和〇年4月1日～令和〇年9月30日 (2) 学校名 期間 年 月 日～ 年 月 日		

3 【振込口座】給付金の振込先は、原則、申請者の普通預金口座とします。

金融機関名	ゆうちょ	銀行	金庫・組合
支店名	五二八	支店・出張所 本所・支所	支店コード (店番)
預金種別	普通	口座番号 (右詰め7桁)	0 1 2 3 4 5 6
口座名義(カタカナ)	ト トリ ハルオ		

※ゆうちょ銀行の場合は、他金融機関からの振込用の店名(漢数字)、店番(数字)を記入し、口座名義(カタカナ)を記入してください。

申請者の口座を記入してください。書き間違えた場合は取り消し線を引く等、訂正箇所が分かるようにし、余白に書き直してください。

<通帳表紙>

店番	口座番号	〇〇銀行
999	0001234	鳥取 春男 様

普通預金通帳

店番 15220 1234561

お名前 トトリ ハルオ様

株式会社ゆうちょ銀行
(金融機関コード：9900)

通帳とお届け印とは、別々に保管してください。

<通帳表紙の裏面>

お名前 トトリ ハルオ 様

お届け印の貼付は廃止しました。

この口座を他の金融機関からの振込の受取口座として利用される際は、次の内容をご指定ください。

【店名】五二八(読み：ゴニハチ)
【店番】528【預金種目】普通預金【口座番号】0123456

4 【申請区分】該当する申請区分に○をしてください。

番号	世帯区分		一部早期給付 給付金額	2回目 給付金額	年額給付 給付金額	申請 区分
1	(全日制課程)(定時制課程) 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割 額非課税世帯	国公立	35,925 円	107,775 円	143,700 円	○
		私 立	38,000 円	114,000 円	152,000 円	
2	(通信制課程)(高等学校等専攻科) 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割 額非課税世帯	国公立	12,625 円	37,875 円	50,500 円	
		私 立	13,025 円	39,075 円	52,100 円	
3	(高等学校等専攻科) 生計維持者全員の道府県民税所得割額及び 市町村民税所得割額の合算額が105,5 00円未満である世帯又は264,500 円未満であり扶養する子が3人以上いる世 帯	国公立	2,525 円	7,575 円	10,100 円	
		私 立	2,605 円	7,815 円	10,420 円	

※7月2日以降に家計が急変した者は、上記給付金額について、原則、申請のあった翌月以降の月数に応じて算定した金額を給付します。

5 【世帯員の状況】

兄弟姉妹の中で、今年度の給付金申請予定の者がいる場合は、有に✓を記入してください。

	続柄	氏 名	生年月日	学校名・学年	給付金の申請の有無
対 象 の 高 校 生 等	本人※1	鳥取 太郎			有
保 護 者 等	父	鳥取 春男	SOO.O.O.O		
	母	鳥取 夏子	SOO.O.O.O		
高 校 生 等※2 兄 弟 姉 妹	兄	鳥取 秋生	HOO.O.O.O	□□高校3年(通信制)	☑有 □無
					□有 □無
					□有 □無
					□有 □無

※1 本人とは、申請の対象となる高校生

※2 高校生等とは、高等学校等に在学す

高校生等の兄弟姉妹については、申請の有無を確認するため、学校名・学年を記入してください。

6 【添付資料の確認】次の書類を添付し

- ☒ 保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類、家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類等
- ☐ 家計状況の確認書類に県外市町村の発行するものを添付する場合は、基準日以降の住民票の写し。
- ☐ 扶養親族申告書※専攻科及び扶養する子が3人以上の場合のみ
- ☐ 申請者の氏名と振込口座の名義が異なる場合は、申請者と口座名義人が署名した委任状。

申請日 令和 年 月 日

鳥取県知事 様

令和 7 年度鳥取県高校生等奨学給付金受給申請書
(家計急変)

私は、鳥取県高校生等奨学給付金の受給を申請するにあたり、次のことに同意します

ア 申請の対象となる高校生等が在籍する高等学校等での教育活動に必要な経費に未納があり、学校長が必要と認めるときは、その受給を学校長が代理して行い、未納額に充てること。

イ 申請内容や添付資料等を偽り、又は鳥取県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請を重ねて行う等の不正請求により受給した場合は、鳥取県の求めに応じ全額を即時返還することとなることを承知していること。

1 【申請者（保護者等）】申請者は原則、高校生等の保護者等で、保護者等がない場合は本人とします。

申請者住所	〒	ふりがな	
		申請者氏名	
		電話番号	
高校生等との関係	☐ 親権者 ☐ 未成年後見人 ☐ 未成年後見人である里親 ☐ 主たる生計維持者(未成年時の親権者) ☐ 主たる生計維持者(親権者・未成年後見人がいない場合) ☐ 本人 ☐ その他()		
申請区分に係る誓約	私の世帯は次の✓した区分に該当することを誓約します。 申請者氏名： _____ (↓必ずどちらかに✓を記入してください。) ※基準日：申請日の属する次の月の初日 ☐ 令和 7 年 月 1 日（基準日）現在、家計急変により道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税相当であり、かつ、生活保護法による生業扶助を受けていません。 【以下、専攻科のみ対象】 ☐ 令和 7 年 月 1 日（基準日）現在、家計急変により生計維持者全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が 1 0 5 , 5 0 0 円未満である世帯又は 2 6 4 , 5 0 0 円未満であり扶養する子が 3 人以上いる世帯に相当する世帯であり、非課税相当世帯ではありません。		

2 【対象となる高校生等】

ふりがな			生 年 月 日	平成 年 月 日生
生徒氏名				
現在の学校	学校名			全日・定時制：第 学年 通信制： 年度入学
過去に在籍した高等学校等	(1)	学校名	期間	年 月 日～ 年 月 日
	(2)	学校名	期間	年 月 日～ 年 月 日

3 【振込口座】給付金の振込先は、原則、申請者の普通預金口座とします。

金融機関名	銀行・金庫・組合									
支店名	支店・出張所 本所・支所				支店コード (店番)					
預金種別	普通	口座番号 (右詰め 7 桁)								
口座名義(カタカナ)										

※ゆうちょ銀行の場合は、他金融機関からの振込用の店名（漢数字）、店番（数字）及び口座番号（7 桁）を記入してください。

4 【申請区分】該当する申請区分に○をしてください。

番号	世帯区分		一部早期給付 給付金額	2回目 給付金額	年額給付 給付金額	申請 区分
1	(全日制課程)(定時制課程) 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割 額非課税世帯	国公立	35,925 円	107,775 円	143,700 円	
		私 立	38,000 円	114,000 円	152,000 円	
2	(通信制課程)(高等学校等専攻科) 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割 額非課税世帯	国公立	12,625 円	37,875 円	50,500 円	
		私 立	13,025 円	39,075 円	52,100 円	
3	(高等学校等専攻科) 生計維持者全員の道府県民税所得割額及び 市町村民税所得割額の合算額が105,5 00円未満である世帯又は264,500 円未満であり扶養する子が3人以上いる世 帯	国公立	2,525 円	7,575 円	10,100 円	
		私 立	2,605 円	7,815 円	10,420 円	

※7月2日以降に家計が急変した者は、上記給付金額について、原則、申請のあった翌月以降の月数に応じて算定した金額を給付します。

5 【世帯員の状況】

兄弟姉妹の中で、今年度の給付金申請予定の者がいる場合は、有に✓を記入してください。

	続柄	氏 名	生年月日	学校名・学年	給付金の申請の有無
対 象 の 高 校 生 等	本人※1				有
保 護 者 等					
高校生等※2 兄 弟 姉 妹					☐ 有 ☐ 無
					☐ 有 ☐ 無
					☐ 有 ☐ 無
					☐ 有 ☐ 無

※1 本人とは、申請の対象となる高校生等のことです。

※2 高校生とは、高等学校等に在学する高校生及び高等学校等専攻科に在学する生徒のことです。

6 【添付資料の確認】次の書類を添付したか確認し、✓を記入してください。

- ☐ 保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類、家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類等
- ☐ 家計状況の確認書類に県外市町村の発行するものを添付する場合は、基準日以降の住民票の写し
- ☐ 扶養親族申告書※専攻科及び扶養する子が3人以上の場合のみ
- ☐ 申請者の氏名と振込口座の名義が異なる場合は、申請者と口座名義人が署名した委任状